

第1回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉野市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
5	嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
6	嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2
7	嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	4
8	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	6
9	嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	9
10	嬉野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	12
11	嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表	35
12	嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表	36

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(事務分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 総務企画部 (1) 議会及び行政一般に関すること。 (2) 財政に関すること。 (3) 税に関すること。 (4) 市税等収納対策委員会に関するこ と。 (5) 市政の総合企画に関すること。 (6) 総合教育会議及び教育に関する大 綱に関すること。 <u>(7) 地域振興及び男女共同参画に關す ること。</u>	(事務分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 総務企画部 (1) 議会及び行政一般に関すること。 (2) 財政に関すること。 (3) 税に関すること。 (4) 市税等収納対策委員会に関するこ と。 (5) 市政の総合企画に関すること。 (6) 総合教育会議及び教育に関する大 綱に関すること。
市民福祉部 (1) 社会福祉に関すること。 (2) 保健に関すること。 (3) 医療保険及び国民年金に関するこ と。 (4) 戸籍、住民基本台帳等に関するこ と。	市民福祉部 (1) 社会福祉に関すること。 (2) 保健に関すること。 (3) 医療保険及び国民年金に関するこ と。 (4) 戸籍、住民基本台帳等に関するこ と。 <u>(5) 地域振興及び男女共同参画に關す ること。</u>
産業建設部 (1) ~ (7) (略)	産業建設部 (1) ~ (7) (略)

嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(交付要件及び金額) 第4条 奨励金の交付要件及び金額は、別表のとおりとし、交付する金額は同表に掲げる額を合算した額とする。	(交付要件及び金額) 第4条 奨励金の交付要件及び金額は、交付基準日が平成26年3月31日以前にあっては別表第1、平成26年4月1日以後にあっては別表第2のとおりとし、交付する金額は掲げる額を合算した額とする。
(奨励金の交付) 第5条 市長は、奨励金の交付を行う場合には、申請者の申請に基づき行うものとする。 2 前項の申請は、申請者が住宅等に居住を開始した日から起算して1年以内又は平成3年3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。	(交付基準日) 第5条 奨励金の交付基準日は、住宅等に居住を開始した日とする。
附 則 (この条例の失効) 2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付した奨励金については、第6条の規定は、なおその効力を有する。	附 則 (この条例の失効) 2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付した奨励金については、第6条の規定は、なおその効力を有する。
別表（第4条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第4条関係） 削除 別表第2（第4条関係） 削除

【別記1】

別表（第4条関係）

区分	交付要件	金額	
転入奨励金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が 50 平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が 500 万円以上のものとし、当該住宅等の用地の登記地目が宅地であるものとする。	住宅等 1 戸につき 世帯員 1 人につき 同居する中学生以下の子、1 人につき 同居する高校生の子、1 人につき 申請者が住宅等に居住を開始した日 前 3 年以内に婚姻している場合	300,000 円 100,000 円 100,000 円 50,000 円 300,000 円
	新築住宅で、工事費のうち 7 割以上を市内業者が施工した場合	700,000 円	
	新築住宅で、工事費のうち 3 割以上 7 割未満を市内業者が施工した場合	300,000 円	
	嬉野市が行う土地区画整理事業地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	200,000 円	
	企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員 1 人につき	200,000 円	
	住宅等 1 戸につき 申請者が住宅等に居住を開始した日 前 3 年以内に婚姻している場合	300,000 円 300,000 円	
	新築住宅で、工事費のうち 7 割以上を市内業者が施工した場合	700,000 円	
	新築住宅で、工事費のうち 3 割以上 7 割未満を市内業者が施工した場合	300,000 円	
	嬉野市が行う土地区画整理事業地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	200,000 円	
	企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員 1 人につき	200,000 円	
持ち家奨励金		住宅等 1 戸につき 申請者が住宅等に居住を開始した日 前 3 年以内に婚姻している場合	300,000 円 300,000 円
		新築住宅で、工事費のうち 7 割以上を市内業者が施工した場合	700,000 円
		新築住宅で、工事費のうち 3 割以上 7 割未満を市内業者が施工した場合	300,000 円
		嬉野市が行う土地区画整理事業地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	200,000 円
		企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員 1 人につき	200,000 円
		住宅等 1 戸につき 申請者が住宅等に居住を開始した日 前 3 年以内に婚姻している場合	300,000 円 300,000 円
		新築住宅で、工事費のうち 7 割以上を市内業者が施工した場合	700,000 円
		新築住宅で、工事費のうち 3 割以上 7 割未満を市内業者が施工した場合	300,000 円
		嬉野市が行う土地区画整理事業地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	200,000 円
		企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員 1 人につき	200,000 円

嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第1条関係】

改正案	現 行
<p>(利用停止請求権)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第29条第1項各号に掲げる保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第29条第1項各号に掲げる保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 【第2条関係】

改正案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法 <u>第19条第10号</u> に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法 <u>第19条第9号</u> に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
(特定個人情報の提供) 第5条 法 <u>第19条第10号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。	(特定個人情報の提供) 第5条 法 <u>第19条第9号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
2 (略)	2 (略)

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第27条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第27条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略) (介護休暇)</p> <p>第27条 介護休暇は、職員が要介護者（配</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第27条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略) (介護休暇)</p> <p>第27条 介護休暇は、職員が対象家族で負</p>

偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 (略)

(介護時間)

第27条の2 (略)

2 (略)

3 介護時間については、嬉野市職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(休暇の承認)

第28条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 (略)

(介護時間)

第27条の2 (略)

2 (略)

3 介護時間については、嬉野市職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(休暇の承認)

第28条 休暇(年次有給休暇及び規則で定めるものを除く。)について、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 この条例の規定による改正前の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第28条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、<u>前条</u>に掲げる規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例の規定による改正後の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第27条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、<u>規則</u>の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 この条例の規定による改正前の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第28条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、<u>附則第1条</u>に掲げる規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例の規定による改正後の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第27条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、<u>人事院規則</u>の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。</p>

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2)・(3) (略) <u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u> <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u> (育兾休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間) 第2条の3 (略) (育兾休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情) 第3条 育兾休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>育兾休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育兾休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> ア 死亡した場合 イ 養子縁組等により職員と別居するこ	(育兾休業をすることができない職員) 第2条 育兾休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育兾休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)・(3) (略) (育兾休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間) 第2条の2 (略) (育兾休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情) 第3条 育兾休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>育兾休業をしている職員が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育兾休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育兾休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死</u>

ととなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第8
17条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

<p>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、 <u>第13条第1号に掲げる事由に該当したこと</u>により当該育児短時間勤務の承認が <u>取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当すること</u>となつたこと。</p>	
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)
(6) (略)	(5) (略)
(7) (略)	(6) (略)
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第27条の2第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認について は、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行													
<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が<u>初めて</u><u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる<u>同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が<u>最初の</u><u>法第444条第3項に規定する</u>車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる<u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>													
<table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3, 900円</td> <td>4, 600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6, 900円</td> <td>8, 200円</td> </tr> </table>	第2号ア	3, 900円	4, 600円		6, 900円	8, 200円	<table border="1"> <tr> <td>第82条第 2号ア</td> <td>3, 900円</td> <td>4, 600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6, 900円</td> <td>8, 200円</td> </tr> </table>	第82条第 2号ア	3, 900円	4, 600円		6, 900円	8, 200円	
第2号ア	3, 900円	4, 600円												
	6, 900円	8, 200円												
第82条第 2号ア	3, 900円	4, 600円												
	6, 900円	8, 200円												

	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第	3,900円	1,000円
2号ア	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第	3,900円	2,000円
2号ア	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

	5, 000円	2, 500円
--	---------	---------

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

	5, 000円	2, 500円
--	---------	---------

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(納稅證明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納稅者又は特別徵收義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納付金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パー</p>	<p>(納稅證明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納稅者又は特別徵收義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条<u>、第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納付金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パー</p>

セント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

セント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第98条第1項

若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項

若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の1.2.1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主

<p>3 軽自動車等の所有者が<u>法第445条第1項の規定により種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等について、これを課さない。</u></p> <p><u>(軽自動車税のみなす課税)</u></p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者</u>（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、<u>軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、<u>買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、<u>その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項</u></p>	<p><u>を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が<u>法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては</u> <u>、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの</u>について、これを課さない。 <u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u></p> <p>第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、<u>救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>第81条 削除</p>
--	--

において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のもの又は血液事業の用に供するものに対しては、環境性能割を課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲)

第81条の2の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、種別割を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以

上の軽自動車の取得のために通常要する価額と
して施行規則第15条の10に定めるところに
より算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

<table border="0"> <tr><td><u>営業用</u></td><td><u>年額</u></td><td><u>6,900円</u></td></tr> <tr><td><u>自家用</u></td><td><u>年額</u></td><td><u>10,800円</u></td></tr> <tr><td colspan="3"><u>b 貨物用のもの</u></td></tr> <tr><td><u>営業用</u></td><td><u>年額</u></td><td><u>3,800円</u></td></tr> <tr><td><u>自家用</u></td><td><u>年額</u></td><td><u>5,000円</u></td></tr> <tr><td colspan="3"><u>イ 小型特殊自動車</u></td></tr> <tr><td colspan="3"><u>(ア) 農耕作業用のもの</u></td></tr> <tr><td></td><td><u>年額</u></td><td><u>2,400円</u></td></tr> <tr><td colspan="3"><u>(イ) その他のもの</u></td></tr> <tr><td></td><td><u>年額</u></td><td><u>5,900円</u></td></tr> <tr><td colspan="3">(3) 略</td></tr> <tr><td colspan="3">(種別割 の賦課期日及び納期)</td></tr> </table> <p>第83条 <u>種別割</u> の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u> の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割 の徴収方法)</p> <p>第85条 <u>種別割</u> は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(種別割 の証紙徴収の手続)</p> <p>第86条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によって徴収する<u>種別割</u> の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第一項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該申告書に納税済印を押すことにより 納税証紙に代えるものとする。</p> <p>(種別割 に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割</u> の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において</p>	<u>営業用</u>	<u>年額</u>	<u>6,900円</u>	<u>自家用</u>	<u>年額</u>	<u>10,800円</u>	<u>b 貨物用のもの</u>			<u>営業用</u>	<u>年額</u>	<u>3,800円</u>	<u>自家用</u>	<u>年額</u>	<u>5,000円</u>	<u>イ 小型特殊自動車</u>			<u>(ア) 農耕作業用のもの</u>				<u>年額</u>	<u>2,400円</u>	<u>(イ) その他のもの</u>				<u>年額</u>	<u>5,900円</u>	(3) 略			(種別割 の賦課期日及び納期)		
<u>営業用</u>	<u>年額</u>	<u>6,900円</u>																																		
<u>自家用</u>	<u>年額</u>	<u>10,800円</u>																																		
<u>b 貨物用のもの</u>																																				
<u>営業用</u>	<u>年額</u>	<u>3,800円</u>																																		
<u>自家用</u>	<u>年額</u>	<u>5,000円</u>																																		
<u>イ 小型特殊自動車</u>																																				
<u>(ア) 農耕作業用のもの</u>																																				
	<u>年額</u>	<u>2,400円</u>																																		
<u>(イ) その他のもの</u>																																				
	<u>年額</u>	<u>5,900円</u>																																		
(3) 略																																				
(種別割 の賦課期日及び納期)																																				

<p>「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33条の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33条の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33条の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りではない。</p>	<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33条の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りではない。</p>
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつ</p>	<p>4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつ</p>

<p>た場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から 15 日以内に市長に対し、<u>次の各号に掲げる事項</u>を報告しなければならない。</p>	<p>た場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から 15 日以内に市長に対し、<u>次に掲げる</u> <u>事項</u>を報告しなければならない。</p>
<p>(1) ~ (6) 略</p>	<p>(1) ~ (6) 略</p>
<p>(種別割 <u> </u> に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p>
<p>2 及び 3 略</p>	<p>2 及び 3 略</p>
<p>(種別割 <u> </u> の減免)</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p>
<p>第 89 条 市長は、公益のため直接専用する<u> </u> 軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u> <u> </u> を減免する<u> </u>。</p>	<p>第 89 条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 <u> </u> に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p>
<p>2 前項の規定によって<u>種別割</u> <u> </u> の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び<u>次の各号に掲げる事由</u>を記載した申請書に減免を必要とする事項を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる<u> </u> 事由を記載した申請書に減免を必要とする事項を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) ~ (8) 略</p>	<p>(1) ~ (8) 略</p>
<p>3 第 1 項の規定によって<u>種別割</u> <u> </u> の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>3 第 1 項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u> <u> </u> の減免)</p>	<p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p>
<p>第 90 条 市長は、<u>次の各号に掲げる</u> 軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u></p>	<p>第 90 条 市長は、<u>次に</u> 掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u></p>

を減免する_____。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一とする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの

（1台に限
る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第

を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一とする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第

<p>123号) 第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、<u>次の各号に掲げる事項</u>を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>123号) 第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、<u>次に掲げる</u>事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>
<p>(1) ~ (6) 略</p>	<p>(1) ~ (6) 略</p>
<p>3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を包み出しなければならない。</p>
<p>4 市長は、前2項の<u>種別割</u>の減免を受けた当該軽自動車等に係る減免の申請書は減免の理由が消滅するまでの間、当該軽自動車等に係る<u>種別割</u>の減免申請とみなす。</p>	<p>4 市長は、前2項の<u>軽自動車税</u>の減免を受けた当該軽自動車等に係る減免の申請書は減免の理由が消滅するまでの間、当該軽自動車等に係る<u>軽自動車税</u>の減免申請とみなす。</p>
<p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p>	<p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p>
<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付)</p>	<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付)</p>
<p>第91条 略</p>	<p>第91条 略</p>
<p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第8</p>	<p>2 法第443条若しくは第80条の2又は第8</p>

0条第3項ただし書の規定によって種別割を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また 同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴

0条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また 同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 略

附 則

収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴收取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適

用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
第2号ア (ウ) a	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
第2号ア (ウ) b	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車 税_____に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>

	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
<u>2号ア</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
--------------	---------------	---------------

<u>2号ア</u>	<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>
	<u>3, 800円</u>	<u>2, 900円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>3, 800円</u>

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第3条関係】嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行	
附 則	附 則	
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る嬉野市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第82条第 2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第 2号ア(ウ) a	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円
第82条第 2号ア(ウ) b	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円
附則第16 条第1項	第82条 嬉野市税条例 等の一部を改 正する条例(平 成26年嬉野 市条例第25 号。以下この条 において「平成 26年改正条 例」という。) 附則第6条の	新条例附則 第16条第 1項の表以 外の部分 第82条 嬉野市税条 例等の一部 を改正する 条例(平成2 6年嬉野市 条例第25 号。以下この 条において 「平成26 年改正条例」

		規定により読み替えて適用される第82条		という。) 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)		新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項
		3,900円	3,100円	第82条第2号ア
		3,900円	5,500円	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
		6,900円	7,200円	3,800円
		10,800円	4,000円	3,000円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア第2号ア(ウ)a		5,000円
		6,900円	5,500円	7,200円
		10,800円	7,200円	3,000円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)b	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される		

		第82条第2 号ア(ウ)b	
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>	

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第4条関係】嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 (市たばこ税に関する経過措置)	附 則 (市たばこ税に関する経過措置)
第6条 略	第6条 略
2～6 略	2～6 略
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、嬉野市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、嬉野市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第19条第 3号	第19条第 3号
第81条の6 <u>第1項の申告 書、第98条第 1項若しくは 第2項の申告 書又は第13 9条第1項の 申告書でその 提出期限</u>	平成27年改 正条例附則第 6条第6項の 納期限
(略)	平成27年改 正条例附則第 6条第6項の 納期限
	(略)

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する <u>要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者（次条第1号において「延長者等」という。）を含む。</u> 以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、嬉野市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する <u>要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者（次条第1号において「延長者等」という。）を含む。</u> 以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（法第6条の2第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、嬉野市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) <u>要保護児童、要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に係る関係機関等相互の情報の共有化に関すること。</u> (2) <u>支援対象児童等に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。</u> (3) <u>支援対象児童等に対する支援策の広報及び啓発活動に関すること。</u> (4) (略)	(所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) <u>要保護児童等に係る関係機関等相互の情報の共有化に関すること。</u> (2) <u>要保護児童等に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。</u> (3) <u>要保護児童等に対する支援策の広報及び啓発活動に関すること。</u> (4) (略)

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事業の内容		賦課基準	備考		
農林		国又は県から当該事業の一部について負担又は補助がある場合			
(略)					
農林	基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から国が補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			
農地耕作条件改善事業	基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から国が交付金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内			
(略)					